



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- 150 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 151 " ( " )
- 152 " ( " )
- 153 一般競争入札による落札者の決定(情報システム課)
- 154 生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (福祉保健総務課)
- 155 生活保護法による指定医療機関の廃止 ( " )
- 156 " ( " )
- 157 " ( " )
- 158 " ( " )
- 159 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 160 " ( " )
- 161 " ( " )
- 162 " ( " )
- 163 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 164 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の辞退 (障害福祉課)
- 165 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 ( " )
- 166 " ( " )
- 167 " ( " )
- 168 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 169 " ( " )
- 170 土地収用法に基づく事業の認定 (事業進行課)
- 171 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 172 道路の区域変更 ( " )
- 173 新道路の供用開始 ( " )
- 174 道路の区域変更 ( " )
- 175 新道路の供用廃止 ( " )
- 176 道路の区域変更 ( " )
- 177 新道路の供用開始等 ( " )
- 178 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

### ○ 人事委員会告示

- 3 平成19年度和歌山県職員採用試験実施計画

### ○ 選挙管理委員会告示

- \*17 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正

### ○ 公告

入札公告

(福祉保健総務課)

## 告 示

### 和歌山県告示第150号

和歌山県日高郡美浜町大字和田・田井・吉原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月18日から平成18年10月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡美浜町大字和田・田井・吉原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡美浜町大字和田・田井・吉原の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年2月2日

### 和歌山県告示第151号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成16年5月7日から平成18年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年2月2日

## 和歌山県告示第152号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成16年5月7日から平成18年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年2月2日

## 和歌山県告示第153号

平成18年度電子計算組織運用管理業務の委託契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成18年度電子計算組織運用管理業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成19年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中央コンピューター株式会社  
大阪市北区中之島6-2-27
- 5 落札金額43,680,000円  
(うち消費税及び地方消費税の額2,080,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成18年12月8日

## 和歌山県告示第154号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 委託業務の内容  
平成19年度生活保護法医療扶助レセプト点検等に関する業務
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
    - エ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)
    - オ 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
    - カ 使用印鑑届
    - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者には、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)
      - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
      - (ウ) 法人にあっては、本店の所在する都道府県が課する都道府県税全税目
      - (エ) 個人にあっては、在住する都道府県が課する都道府県税全税目
      - (オ) 法人にあっては、本店の所在する市町村が課する市町村民税全税目
      - (カ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する市町村民税全税目
      - (キ) 個人にあっては、在住する市町村が課する市町村民税全税目
    - ク 誓約書
    - ケ 業務実績証明書

コ 和歌山県が示すこの業務に関する仕様書への対応状況を明記した書類

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (2) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年2月16日（金）から平成19年2月28日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年2月28日（水）までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 504会議室

(2) 日時

平成19年2月22日（木）午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年2月22日（木）から平成19年3月5日（月）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

（ファクシミリ番号 073-425-6560）

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年2月22日（木）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 平成16年度以降において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助レセプト点検業務を請け負う契約を締結し、連続する12か月以上継続して履行した実績を有し、並びに資力、経営規模、点検の業務に係る従

業員の人数及び医療扶助レセプトの点検能力がこの契約の履行に必要な程度に充実していること。

- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年3月19日（月）までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成19年3月23日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成19年3月29日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
岩薬 2-18	ジップドラッグ東 洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	平成 18.11.15

和歌山県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有市医 49-18	共立ハートクリニ ック	有田市宮崎町87-1	平成 18.12.31

和歌山県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 179-14	ふじはら整形外科 クリニック	岩出市今中151番地の3	平成 19.1.31

和歌山県告示第158号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 182-14	循環器内科するた クリニック	紀の川市上野78番地の 1	平成 19.1.31

和歌山県告示第159号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩薬 3-18	ジップドラッグ東 洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	平成 18.11.16

和歌山県告示第160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市医 50-18	医療法人共立ハー トクリニック	有田市宮崎町87-1	平成 19.1.1

和歌山県告示第161号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医 3-18	医療法人樹会 ふ じはら整形外科ク リニック	岩出市今中151番地の3	平成 19.2.1

和歌山県告示第162号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医 2-18	循環器内科するた クリニック	紀の川市上野78番地の 1	平成 19.2.1

和歌山県告示第163号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町435-5	ゆりのき苑デイサービス	有田市山地44	通所介護・介護 予防通所介護	平成 19.2.1
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町435-5	グループホームゆりのき 苑やまち	有田市山地44	認知症対応型共 同生活介護・介 護予防認知症対 応型共同生活介 護	平成 19.2.1
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町435-5	ゆりのき苑居宅介護支援 事業所	有田市山地44	居宅介護支援事 業	平成 19.1.10
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町435-5	グループホームゆりのき 苑	有田市千田403-1	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	平成 19.1.10

株式会社プエンテ	海南市重根837	ゆうゆう薬局	海南市重根837	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成18.10.1
株式会社イー・イー・シー	田辺市朝日ヶ丘27-12	げんちゃん福祉用具事業所	田辺市東山1丁目5-14-302	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成18.11.1
有限会社久松	紀の川市貴志川町丸栖283-6	ケアセンターアルファ	紀の川市貴志川町丸栖283-6	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成19.1.9
財団法人新宮病院	新宮市仲之町2丁目1-15	新宮病院訪問看護ステーション	新宮市仲之町2丁目1-15 新宮病院内2階	訪問看護・介護予防訪問看護	平成18.11.1
くすのき株式会社	新宮市熊野川町日足1217	くすのき訪問介護サービス	新宮市熊野川町日足1217	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.12.1
高野町	伊都郡高野町高野山636	高野町地域包括支援センター	伊都郡高野町高野山636	地域包括支援センター	平成18.12.19

## 和歌山県告示第164号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)において、同法第65条の規定により次のとおり指定の

辞退があったので、同法第69条第3号に基づき公示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
医療法人洗心会 玉置病院	田辺市上屋敷2丁目5番1号	整形外科に関する医療	中城忠孝	平成19.2.1

## 和歌山県告示第165号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
医療法人洗心会 玉置病院	田辺市上屋敷2丁目5番1号	腎臓に関する医療	玉置政子	平成19.2.1

## 和歌山県告示第166号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示す

る。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
医療法人共栄会 名手病院	紀の川市名手市場294番地1	訪問看護	名手訪問看護ステーション 紀の川市名手市場294番地1	平成19.2.1

## 和歌山県告示第167号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項

の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
けやき薬局	橋本市城山台2丁目45番地69号	—	山本一成	平成 19.2.1
スカイ薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日2-244	—	小谷良美	平成 19.2.1
大角薬局	海草郡紀美野町大角152-1	—	平井秀子	平成 19.2.1
加藤薬局	新宮市熊野地1-11-9	—	加藤久彰	平成 19.2.1
天満薬局	有田郡有田川町天満679	—	野田京子	平成 19.2.1
調剤薬局ショウワしらさぎ台店	橋本市しらさぎ台12番地の9	—	平岡彰治	平成 19.2.1
調剤薬局ショウワ東家店	橋本市市脇1丁目1番27号 岡田屋ビル1F	—	亀田佳代子	平成 19.2.1
松林薬局	伊都郡かつらぎ町妙寺919-4	—	松林延忠	平成 19.2.1
南部川薬局	日高郡みなべ町徳蔵155-4	—	澁谷隆義	平成 19.2.1
紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	田辺市下三栖1257-7	—	中城俊朗	平成 19.2.1
紀南ヘルシーデポ薬局神島台店	田辺市新庄町2744-58 精香オンドルビル1-BC	—	荒木まりえ	平成 19.2.1
紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	田辺市新万23番14-2	—	長井一恵	平成 19.2.1
向日葵薬局	紀の川市桃山町調月586-1	—	安藤千余子	平成 19.2.1
リングリングファーマシー	海南市且来59-1	—	多田泰子	平成 19.2.1
ユーコー薬局	海南市下津町小南126-4	—	中尾由美子	平成 19.2.1
サカエ薬局	西牟婁郡白浜町栄732-4	—	射場光子	平成 19.2.1
オードラッグスーパーセンター上富田薬局	西牟婁郡上富田町朝来154-1	—	十河隆重	平成 19.2.1
アトム調剤薬局	西牟婁郡白浜町堅田765-1	—	尾原崇	平成 19.2.1
オードラッグオーシィ薬局	田辺市東山1-5-1	—	上田真澄	平成 19.2.1
株式会社調剤薬局ホンダ貴志川店	紀の川市貴志川町丸栖1420-7	—	熱川倫子	平成 19.2.1
有限会社ファミリー薬局	紀の川市貴志川町長山277-210	—	岡田英代	平成 19.2.1
コスモス薬局	岩出市中黒526-4	—	太田カ与子	平成 19.2.1
つくし薬局	海南市幡川216-5	—	岩本典子	平成 19.2.1
エンゼル薬局	新宮市蜂伏287-5	—	塩崎美千代	平成 19.2.1
オードラッグスーパーセンター南紀薬局	新宮市佐野3丁目11番19号	—	林伸昭	平成 19.2.1

桃山薬局	紀の川市桃山町最上158-3	-	岩田保宏	平成 19.2.1
三宝堂薬局	橋本市高野口町名倉392-11	-	東尚司	平成 19.2.1
西山薬局	橋本市高野口町大野237-5	-	西山加津	平成 19.2.1

**和歌山県告示第168号**

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年2月27日（火）午前11時00分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 矢間正和
  - (2) 住所 徳島県徳島市津田町1-9-23
  - (3) 漁業許可 なし
  - (4) 許可番号 なし
  - (5) 使用船舶 漁船正栄丸（T02-3092）

**和歌山県告示第169号**

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年2月27日（火）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 山側巧敬
  - (2) 住所 徳島県徳島市津田町3-2-33
  - (3) 漁業許可 なし
  - (4) 許可番号 なし
  - (5) 使用船舶 漁船金比羅丸（T02-3064）

**和歌山県告示第170号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、併せて告示する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 起業者の名称 紀美野町
- 2 事業の種類 紀美野町立小川小学校及び小川地区公民館保全事業

3 起業地

- (1) 収用の部分 和歌山県海草郡紀美野町中田字島地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

平成18年1月9日に紀美野町より申請のあった紀美野町立小川小学校及び小川地区公民館保全事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち紀美野町立小川小学校保全事業は、紀美野町が設置している町立小川小学校の校舎、校庭等の保全を図る事業であり、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に関する事業に該当する。また、小川地区公民館保全事業は、紀美野町が設置している小川地区公民館の保全を図る事業であり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館に関する事業に該当する。

よって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、紀美野町一般会計により、すでに財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 昭和22年に設置した小川小学校及び平成元年に設置された小川地区公民館は、旧野上町南部地域における学校教育施設及び生涯学習施設として、地域住民に広く利用されている。小川小学校及び小川地区公民館を保全することは地域の義務教育及び社会教育の場を引き続き安定的に設置できることとなり、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えらる。

なお、本件事業計画は、既に存在している小学校施設及び公民館に係る用地を保全するものであり、事業に必要な面積が確保できること、移転・再築に伴う経済面及び環境面等を配慮の上、検討した結果、

社会的条件及び経済的条件等の諸条件を満たすものとして決定したものである。

イ 他方、本件事業の施行により失われる利益についてであるが、本件事業は既存の小学校施設及び公民館を保全する事業であり、建設工事等の必要がなく、騒音、粉塵等による生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。また、起業地及び周辺において天然記念物、絶滅危惧種等の貴重種に類する動植物等の生息は確認されていないことから、自然環境に対する影響は軽微であると考えられる。以上により失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、文部科学省が定める小学校設置基準及び体力テスト実施要項、公民館の設置及び運営に関する基準等により設置された校舎、運動場、体育館、プール、公民館等の施設敷地であり、必要最小限の範囲であると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。さらに、ウのとおり、起業地の範囲は本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は小学校施設及び公民館を保全するものであるが、本件小学校及び公民館を廃止、移転した場合、同地域内において、同規模の適地が他に確保しがたいこと、及び、小学校は、改修工事等が終了し、公民館も含め、相当期間の残耐用年数が見込めること等の理由により、廃止、移転より保全を図ることが合理的と考えられること、また、小学校及び公民館の設置を図ることは、野上町・美里町合併協議会による新町まちづくり計画において地域特性を生かした特色ある学校づくりや生涯学習活動の拠点となる施設の整備がうたわれていることにより、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第20条第3号に規定する事業計画が土地の適正かつ合理的な利益に寄与するものであることを始めとする同条各号に掲げる要件を充足しているものと判断すべきである。以上により、紀美野町より申請のあった紀美野町立小川小学校及び小川地区公民館保全事業について、法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所 紀美野町役場 総務課

6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 和歌山県海草郡紀美野町中田字島地内

和歌山県告示第171号

平成19年和歌山県告示第89号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市善明寺字鶴目田295番1地先から同市大谷字見待1番1地先までの延長625.00メートルについては、平成19年2月16日から供用を開始する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メー トル	メー トル	
東牟婁郡北山村大字大沼字津越458番2地先から同村大字大沼字津越461番4地先まで	旧	4.80 } 15.90	231.65	
同上	新	11.80 } 26.20	231.65	

和歌山県告示第173号

平成19年和歌山県告示第172号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち東牟婁郡北山村大字大沼字津越458番2地先から同村大字大沼字津越460番1地先までの延長141.40メートルについては、平成19年2月16日から供用を開始する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第174号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸



1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
田辺市龍神村福井字津越上2016番地先から同市龍神村福井字大西1330番2地先まで	旧	6.74 ∧ 8.04	91.83	宮の瀬橋 L=91.83

和歌山県告示第175号

平成19年和歌山県告示第174号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成19年2月16日から供用を廃止する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字田角字西橋ノ本348番5地先から同町大字田角字西橋ノ本415番1地先まで	旧	3.50 ∧ 3.90	216.00	
有田郡有田川町大字田角字西橋ノ本348番14地先から同町大字田角字西橋ノ本409番1地先まで	旧	6.20 ∧ 16.00	273.00	
同上	新	6.20 ∧ 16.00	273.00	

1 試験日程

試験名	試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日
I種(大学卒業程度)	4月17日予定	5月1日～5月18日	6月24日	8月上旬	
II種(短大卒業程度)	6月29日予定	8月6日～8月24日	9月23日	10月下旬	
III種(高校卒業程度)	6月29日予定	8月6日～8月24日	9月23日	10月下旬	
警察官A	男性	3月9日予定	3月26日～4月13日	5月13日	6月中旬
	女性				
警察官B	男性	6月29日予定	7月23日～8月10日	9月16日	10月中旬
	女性				

2 受験資格

和歌山県告示第177号

平成19年和歌山県告示第176号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年2月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第178号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

阪井(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海南市		阪井	玉輪山	1859-4	
2号	"		"	"	1859-6	
3号	"		"	"	1862	
4号	"		"	北山	1695-1	
5号	"		"	"	1695-3	
6号	"		"	玉輪山	1859-4	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

平成19年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成19年2月16日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

試験名	受験資格
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人 イ 昭和61年4月2日以降に生まれた人で大学（短大を除く。）を卒業した人又は平成20年3月末までに卒業見込みの人
II 種	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人（大学（短大を除く。）を卒業した人又は平成20年3月末までに卒業見込みの人は除く。）
III 種	昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人（大学（短大を除く。）における在学期間が2年を超える人は除く。）
警察官A	男性 女性 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で大学（短大を除く。）を卒業した人又は平成20年3月末までに卒業見込みの人
警察官B	男性 女性 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で上記「警察官A」の受験資格に該当しない人

3 試験地

試験名	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験 等
I 種	和歌山市、田辺市	和歌山市
II 種	和歌山市、田辺市	和歌山市
III 種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市
警察官A	男性 女性 和歌山市、田辺市	和歌山市（第2、3次試験）
警察官B	男性 女性	

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。  
なお、この計画は、都合により変更される場合がある。
- (2) 資格免許職等職員採用選考試験、育休等任期付職員採用試験等については、実施の有無を含め未定である。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年2月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

表中 「和歌山市西高松1丁目7の87」 ウェルサンビ  
ア和歌山 「」を削り、「和歌山市手平2丁目1-2」  
「和歌山ビッグ愛」  
を 「和歌山市手平2丁目1-2」 和歌山ビッグ愛  
和歌山市和歌浦南3丁目10番1号 和歌の浦アート・キ  
ューブ 「」に改め、「海草郡紀美野町神野市場336」  
番地 「紀美野町民会館」を削る。

公 告

入札公告

平成19年度生活保護法医療扶助レセプト点検等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号  
平成19年度レセ点第1号
- (2) 委託業務名  
生活保護法医療扶助レセプト点検等業務
- (3) 業務委託内容  
仕様書による。
- (4) 委託業務期間  
契約締結日から平成20年3月31日まで
- (5) 履行場所  
和歌山県庁内、各振興局健康福祉部（那賀振興局健康福祉部は除く。）内及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所内
- (6) 履行期日

和歌山県庁内においては毎月1回、各振興局健康福祉部（那賀振興局健康福祉部は除く。）内及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所内においては3か月に1回  
2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成19年和歌山県告示第154号に規定する生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託の一般競争入札参加資

格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

#### (2) 日時

平成19年2月16日(金)から平成19年2月28日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く毎日午前10時から午後4時まで

### 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

#### ア 場所

3の(1)に同じ。

#### イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年2月28日(水)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 5 事業説明会の場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 504会議室

#### (2) 日時

平成19年2月22日(木)午後2時から

### 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

#### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 504会議室

#### イ 入札日時

平成19年4月2日(月)午後2時から

#### ウ 開札場所

アに同じ。

#### エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

### 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め2回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

(ファクシミリ番号 073-425-6560)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成19年2月和歌山県議会において、平成19年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。